

令和7年度小学生人権ポスターコンテスト募集要領

1. 趣旨

私たちは誰もが幸福で生きがいのある生活をしたと願っています。

「人権」はそのためにはどうしても欠くことのできない権利と言えます。そして、自分に人権があるように、ほかの人にも同じように人権があります。お互いにこの権利を尊重し合うことによって、すべての人が明るく楽しく暮らしていくことができます。

そこで、だれにも分かりやすい「ポスター」を通じて「人権とは何か」ということや「いじめをなくすこと」、「差別をなくすこと」などについてみなさんに考えていただき、「ポスター」がお互いの「しあわせへの道しるべ」となることを願い、「人権ポスター」を募集します。

2. 内容

毎日の生活の中で、互いに相手の立場を考えて豊かな人間関係をつくるために必要と思われる物事で、前項の趣旨に沿った物事を題材とした作品とします。ただし、未発表のものに限ります。

3. 応募の種別及び資格

小学校5・6年生の児童

(作品の裏面に、学校名・学年・氏名・ポスターの標題を記載してください。)

4. 応募作品の規格・材料

規格 4つ切り (約39センチ×54センチ)

材料 クレヨン、水彩絵具、ポスターカラー等

5. 応募方法

(1) 各校におかれましては、別紙「人権ポスターコンテスト応募者名簿」を作成し、応募作品とともに提出してくださいようお願い致します。

各市町で調整する

- (2) 応募作品・応募者名簿については、各学校へ本年 月 日 ()
までに、人権擁護委員が頂きにあがります。その後、全応募作品から
沼津市15点、三島市13点、他市町各10点を各市町において選考
していただきます。
- (3) 各市町常務委員は選考された作品を9月30日(火)までに協議会事
務局へお届け願います。

6. 作品の取り扱い

- (1) 選考作品128点については、10月10日(金)開催の人権ポスタ
ー審査会において、優秀作品16点(下記参照)を選出した後、各市
町に返却致します。
- (2) 各市町の会場において、人権花パネル展と併せて人権ポスター展を開
催します。
- (3) 展示期間終了後、応募作品は各学校に返却致します。

7. 審査方法及び審査員

主催団体において協議の上決定します。

8. 賞

最優秀賞	1名
優秀賞	3名
入賞	12名
奨励賞	最大112名(協議会に出品された作品のうち、上記最優秀 賞・優秀賞・入賞に該当しない全作品)
参加賞	応募者全員

9. 表彰

表彰は各市町にて行います。(詳細は後日表彰者に通知します。)

10. 主催

沼津人権擁護委員協議会
静岡地方法務局沼津支局